

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[令和7年9月]

NO	物品役務等の 名称及び数量	契約担当者の 職名、氏名 及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 会計規程の根拠条文及び 理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	再就職 の役員 の数	備考
1	令和7年度 私学振興事業本部に おけるインテリジェント・スイッチングハ ブ等機器の設定	理事長 福原 紀彦 東京都千代田区 富士見1-10-12	令和7年9月10日	(株)ケイシステムマネージメン ト 東京都新宿区津久戸町3- 12	本件は、既存システムの開発及び運用 支援業務の受託実績があり、システムを 熟知した受託者以外に変更した場合、シ ステム稼働に著しい支障が生じる恐れが あるため、会計規程第30条第1号に該当 する。	非公表	3,432,000	非公表	—	
2	令和7事業年度 会計監査人によ る会計監査業務	理事長 福原 紀彦 東京都千代田区 富士見1-10-12	令和7年9月24日	EY新日本有限責任監査法 人 東京都千代田区有楽町1- 1-2	本件は令和5事業年度から令和9事業年 度にかかる会計監査業務について、令 和5年度に公募による企画競争により選 定した者と契約を締結することから、会 計規程第30条第1号に該当する。	非公表	55,000,000	非公表	—	
3	インデックスデータ「Bloomberg Gl obal Aggregate Index Famil y」の利用	理事長 福原 紀彦 東京都千代田区 富士見1-10-12	令和7年9月1日	BLOOMBERG INDEX SERVICES LIMITED 731 Lexington Avenue New York, NY	本件は、当事業団が各年金積立金の管 理運用方針において定める外国債券の 政策ベンチマークが「ブルームバーグ・ グローバル総合インデックス(日本円除 く、ヘッジなし、円ベース)」であることか ら、「Bloomberg Global Aggregate Index Family」の開発・提供を行う受託者との契 約が必要であるため、会計規程第30条 第1号に該当する。	非公表	5,052,270	非公表	—	
4	インデックスデータ「NOMURA-BP I(指数情報・個別銘柄情報)」の利 用	理事長 福原 紀彦 東京都千代田区 富士見1-10-12	令和7年9月1日	(株)野村総合研究所 東京都千代田区大手町1- 9-2	本件は、当事業団が各年金積立金の管 理運用方針において定める国内債券の 政策ベンチマークが「NOMURA-BPI総 合」であることから、「NOMURA-BPI(指 数情報・個別銘柄情報)」の開発・提供を 行う野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社より、インデッ クス名称使用ライセンス契約を委託され ている受託者との契約が必要であるた め、会計規程第30条第1号に該当する。	非公表	3,520,000	非公表	—	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
〔令和7年9月〕

NO	物品役務等の 名称及び数量	契約担当者の 職名、氏名 及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 会計規程の根拠条文及び 理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	再就職 の役員 の数	備考
5	インデックスデータ「Russell／Nomura日本株インデックス(指数情報・個別銘柄情報)」の利用	理事長 福原 紀彦 東京都千代田区 富士見1-10-12	令和7年9月1日	(株)野村総合研究所 東京都千代田区大手町1-9-2	本件は、当事業団が各年金積立金の管理運用方針において定める国内株式の政策ベンチマークが「Russell／Nomura Total Market インデックス(配当込み)」であることから、「Russell／Nomura日本株インデックス(指数情報・個別銘柄情報)」の開発・提供を行う野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社より、インデックス名称使用ライセンス契約を委託されている受託者との契約が必要であるため、会計規程第30条第1号に該当する。	非公表	1,760,000	非公表	—	
6	京都会館「京都ガーデンパレス」ノート型パソコンの設定業務	理事長 福原 紀彦 東京都千代田区 富士見1-10-12	令和7年9月16日	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株) 京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1	本件は、工事又は製造の請負、財産の売買、物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えない場合であることから、会計規程第30条第10号に該当する。	非公表	1,469,160	非公表	—	

予定価格及び落札率の欄は、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがある場合には「非公表」としている。